

3. 岡崎市  
自治体キャラバン 請願・陳情回答

【1】	1	本市は、市民がお互いの価値観と人権を尊重し合い、自立した生活者としての自覚を持つ中、市民・企業・行政による相互の信頼関係に基づく協働のまちづくりを基本理念とした「総合計画」をベースに行政を展開しています。 「住民の福祉の増進」については、総合計画の「安心して暮らせる人にやさしいまちづくり」において、保健医療・社会福祉・地域福祉・社会保障の各項目で施策の基本方針・体系・展開を示す中、基本的な人権や生存権を念頭にいた各種福祉施策を展開しています。	
	①	福祉用具の購入にかかる受領委任払い制度は、平成19年4月から実施しました。住宅改修については検討中です。	
【2】	②	ア 障害認定と要介護認定とは異なる基準で定められたものです。結果的に障害者と要介護者が重複するケースはあります。厚生労働省・国税局・総務省は公式見解として、「原則として要介護認定の結果だけをもって障害者・特別障害者に該当するかを判断することは困難である。」との方針をとっています。 これを受けて、岡崎市では社会福祉課に「障害者控除対象認定申請」をすると、介護サービス課の認定調査情報を参考に、障害者の基準に照らし合わせて障害者控除対象者認定を行っています。 なお、障害者控除については、市政だより・ホームページに掲載しています。	
		イ 所得の額が不明であること及び国の基準により認定しており、必ず認定されるものではないため、送付していません。	
		ウ 上記②アに同じです。	
	③	自動払いで実施中です。	
	④	8月の自己負担額の見直し時に、前年度「現役並み所得者」には収入による判定基準の見直しの案内をしています。	
	⑤	払い戻し申請は年1回となっています。	
	⑥	現物給付で実施しています。	
	⑦	2008年より自動適用の予定です。	
⑧	受領委任払いを平成14年1月1日から実施しています。		
1	(1)	① 介護保険制度の費用については、国、県、市町村、被保険者の負担割合が決まっております。	
		②	ア 所得段階が第1段階(生活保護受給者は除く)、第2段階(非課税世帯)、第3段階(非課税世帯)で、低所得のかたに減免制度を実施しており、拡充は考えていません。
			イ 3原則遵守の減免を実施していますので、収入以外の状況も含めて、不公平のないよう、一律ではなく個別申請の減免を実施しています。
		③	ア 利用者負担については、平成14年4月から居宅サービスを利用することで、特に生計を維持することが困難である世帯に属する者を対象として、利用者負担の一部助成を実施しています。
			イ 介護保険法の改正により、平成17年10月利用分からの高額介護サービスは、利用者負担段階が第2段階の方は、24,600円から15,000円に引き下げられています。
			ウ 平成17年10月からの制度改正は、低所得者について改正前の利用者負担額を上回らないように設定されているため、独自の減免制度は考えていません。
	④	要支援1から要介護1までの方への福祉用具の貸与については、一律に制限をかけるものではなく、医学的な判断等により特に必要である旨をケアマネジャーが判断した報告書を提出することで、貸与可能となっています。	
	⑤	ア 地域包括支援センターは、日常生活圏域を考慮して配置し、担当地区の高齢者数及び業務量を勘案して適正な人員配置を行っています。	
		イ 地域包括支援センター及び関係機関と連携を図り、困難事例に対応しています。	
		ウ 当市では、社会福祉法人に業務に見合った適正な委託料で委託しています。	
	⑥	特別養護老人ホームにつきましては、本年3月大平町に開所いたしました。今後につきましても施設・在宅サービスとも介護保険事業計画に沿って基盤整備を行っていく予定です。	
	⑦	ア ケアマネ研修は、愛知県社会福祉協議会や愛知県シルバーサービス振興会主催の実務従事者のための研修や、愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会主催の介護支援専門員資質向上研修会などが開催されています。ヘルパー研修は事業者の設立した居宅介護サービス事業者部会において資質向上研修会などが開催されています。	
		イ 労働基準監督署監督官を講師に福祉サービス事業者などを対象に「適正な労務管理によるトラブル防止」を内容とした研修会を開催いたしました。	
(2)	① 地域支援事業の事業費については、介護保険特別会計から支出することが明記されています。		
	② 配食サービスについては、毎日1食で昼または夕の配食を実施しています。		
	③ 家庭から排出されるごみや資源を所定の排出場所まで持ち出しが困難な高齢者や障害者で一人暮らしの方を対象に、平成15年度より「さわやか収集」を実施し、独居・高齢者世帯へのごみ出し援助を行っています。		
	④ 介護手当てとしては実施していませんが、これに相当するものとして「在宅ねたきり老人見舞金」を寝たきりや認知症の高齢者で在宅で介護を受けている方に、月額5000円を支給しています。		
	⑤ 住宅改修費の独自助成制度については、介護保険に上乘せる形で一受給世帯に上限30万円を限度に実施しています。		
	⑥ 敬老バスは実施していませんが、寿バス券等を給付しています。また、集まりの場に対する援助として、老人いこの家の運営費などに対して助成しています。		

2	①	住民税の経過措置対象者及び経過措置対象者と同一世帯のかたに、平成18年度と同様に19年度においても、介護保険料の激変緩和措置を実施し、本来より低い保険料としています。
	②	介護保険料減免は、平成18年度と同条件で19年度も実施しており、所得段階が第1段階(生活保護受給者は除く)、第2段階(非課税世帯)、第3段階(非課税世帯)で、低所得のかたが対象です。
3	①	現在県と市町村で制度見直しに向けて協議中です。
	②	現在県と市町村で制度見直しに向けて協議中です。
	③	後期高齢者医療制度に係る各種対策については、後期高齢者医療広域連合において検討されております。
4	①	現在、就学前まで入・通院の助成を現物給付で実施しております。
	②	平成19年1月に厚生労働省通知で、「妊婦健診の公費負担については、14回程度行われることが望ましいが、最低必要な回数として5回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられる。」とありました。それを受け、当市でも現行2回の妊婦健診公費負担の回数を見直し、年度内実施に向け、5回以上の公費での健診回数増を検討中です。また、現在、産婦の健診公費負担については、実施していません。今後、産婦の健診公費負担の予定は、現在のところありません。
	③	現在のところ妊産婦の医療費の補助は、考えておりません。
	④	1)旧国基準を適応しています。 (市民税非課税、国民健康保険料・国民年金の減免、児童扶養手当受給等) 要件に該当しませんが、経済的に困窮している世帯については、生活保護基準額に準ずる所得額程度を参考に、民生委員の意見をもらい認定しています。 2)学校及び市教委で受け付けます。 (申請書等も市教委でも受取ることができ、相談等にも応じています。)
5	①	相互扶助・公平な負担は、考えざるをえないと考えています。
	②	ア 加入者の生活実態の調査及び把握に努め、実情も考慮して対応しております。
		イ 実施の予定はありません。
		ウ 実施の予定はありません。
	③	ア 資格証明書につきましては平成12年の法改正で交付が義務付けられ、平成14年から交付していますが、それぞれの実情等を十分に考慮して、慎重に対処しています。
		イ 加入者の生活実態の調査及び把握に努め、実情も考慮して対応しております。
		ウ 災害や盗難に遭ったり、事業の休廃止など特別な事情のある世帯については、交付します。
④	加入者の生活実態の調査及び把握に努め、実情も考慮して対応しております。	
⑤	市の広報紙やHPに掲載して、市民に周知しています。	
⑥	実施の予定はありません。	
6	①	岡崎市においては、申請権について本人に説明を行っております。
7	①	利用者負担額の軽減措置の要件については、国が障害者自立支援法、施行令、施行規則によって定めており、適正に認定することが定められており、法の主旨に従って実施してまいります。
	②	移動支援については低所得者に対しては負担割合を軽減する措置を講じており、サービス利用量の少ない利用者にも利便性を考えております。
	③	事業の充実を図ってまいります。事業の内容等を精査したうえで、利用者の負担を要する事業又は公的負担で実施する事業として行ってまいります。
	④	通院医療費は現物給付で、入院医療費は1/2を償還払いで実施しています。
	⑤	児童福祉法第7条に規定する障害児施設支援に該当する施設の利用者負担については、障害者自立支援法と同様の考えであり、国の制度の中で対応しております。
	⑥	児童デイサービスは、充実を図ってまいります。利用者負担の軽減の実施は予定していません。また、移動支援につきましては、地域生活支援事業であり7-③と同様であります。
	⑦	地域活動支援センター事業は、委託事業として行っています。小規模授産所については、今後地域活動支援センターに移行を進めてまいります。
8	①	がん検診の自己負担額につきましては、平成9年度老人保健法第51条大項の規定に基づき、費用徴収基準表に準じた額としています。歯周疾患検診につきましては、人間ドックのオプションとして40歳以上及び30歳代国保加入者であればどなたでも受診できるようにしています。自己負担額につきましては「平成19年度における保健事業費等の費用徴収基準」に準じた額としています。また、住民検診においては、成人ならどなたでも歯科健康相談を受けることができ、費用も無料となっております。実施期間は、来年度に向けて検討中であり、個別医療機関委託も一部実施しています。
	②	歯周疾患検診については、人間ドックのオプションとして40歳以上及び30歳代国保加入者であればどなたでも受診できるようにしています。75歳以上のかたの検診も個別医療機関にて実施しています。
	③	子宮がん・乳がん検診につきましては、検診によるがん発見率や検診の有効性から2年に1度が妥当であるとの見解が厚生労働省より示され、これを受け当市においても平成17年度より隔年受診に変更しました。乳がん検診には、マンモグラフィの導入により、精度の高い検診を実施しています。
	④	当市では、人間ドックの男性受診者には、前立がん検診を実施し、平成18年度からは、65歳の男性希望者を対象に個別医療機関での検診にあわせても実施しています。

【4】	1	①	宙に浮いた年金問題については、現在社会保険庁によって順次対策を講じているところですが、本市としても年金記録の確認についての各社会保険事務所からの照会については、積極的に対応しております。全額国庫負担による年金制度の創設については、財源等の問題もあり実施には今後さらに検討がなされると思いますが、今後の改革については、国の動向を見守っていきたいと考えています。国民年金保険料未納者に対する短期証の発行については、法改正がなされ20年4月から実施が可能となりましたが、本市としては、当面実施する予定はございません。
		②	今後の国の動向を見守りたいと思います。
		③	介護保険では給付等にかかる費用の25%を国庫負担とし、他に利用者負担軽減対策などに国庫の補助がついています。このような国庫補助については随時見直しがされており、それ以上の減免については市町村が単独の判断で行うこととなります。岡崎市では保険料減免や利用料助成を行っています。
		④	今後の国の動向を見守りたいと思います。
		⑤	今後の国の動向を見守りたいと思います。
	2	①	現在県と市町村で制度見直しに向けて協議中です。
		②	現在県と市町村で制度見直しに向けて協議中です。
		③	減免制度については高齢者の医療の確保に関する法律第111条に広域連合で定めるとしてます。
		④	今後の県の動向を見守りたいと思います。
		⑤	愛知県市長会より要望しています。
⑥		現在県と市町村で制度見直しに向けて協議中です。	
⑦		法に1割負担が規定されており、法の主旨に沿って実施してまいります。	
3	①	広域連合において検討中です。	
	②	広域連合において検討中です。	
	③	広域連合において検討中です。	
	④	広域連合において検討中です。	
	⑤	広域連合において検討中です。	